

事務連絡
令和5年9月5日

障害福祉サービス事業所運営法人の長 殿

茨城県福祉部障害福祉課長
(公印省略)

令和6年度障害者支援施設等における大規模修繕（防犯対策）について（照会）

日頃より、本県障害福祉行政の推進に、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、来年度（令和6年度）の「大規模修繕等」対象事業として、障害者支援施設等の防犯対策を強化するための門、フェンス等の外構の修繕・非常通報装置等の設置工事等が、国庫補助の対象となる予定です。

つきましては、令和6年度における標記補助金の申請を希望する施設におかれては、期限までに下記書類をご提出ください。

なお、申請は来年度の予定であり、国及び県の予算成立後、その額の範囲内で交付されるものであるため、申請しても補助を受けられない場合がありますのであらかじめご了承ください。

記

1 対象施設

入所施設（障害者支援施設・障害児入所施設）、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、短期入所事業所、通所施設（者・児）

※H28～R4で補助実績のある施設は対象外。

2 対象事業

施設と一体的に実施する工事で、次に掲げる防犯対策を強化する整備を対象とする。

(1) 門、フェンス等の外構の設置・修繕等

- ・門、フェンス等の外構が破損している場合の、修繕・設置
- ・安全点検の結果、問題のあるブロック塀等の改修

※新設は補助対象外。

(2) 非常通報装置等の設置

(対象工事の例示)

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事

・人感センサーを設置する工事

※設備・備品のための購入は補助対象外。

3 補助基準

(1) 門、フェンス等の外構の設置・修繕

○入所施設：1施設当たり総事業費1,000千円以上であること

○入所以外：1施設当たり総事業費 300千円以上であること

(2) 非常通報装置等の設置

○1施設当たり総事業費300千円以上であること

4 補助率

事業費（見積額） × 3/4 ※県予算の都合により変動する可能性あり

5 提出書類

別添「調査票」

6 提出期限

令和5年9月20日（水） 期限厳守

7 提出方法

FAXにて送信

8 茨城県福祉部障害福祉課 自立支援G 石井 行

[FAX] 029-301-3370

9 その他

- ・建物単位での申請となります。
- ・すでに工事が完了している場合、内示前に着工した場合は補助対象外となります。

<連絡・問合せ先>

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援G 石井

TEL：029-301-3363

FAX：029-301-3370